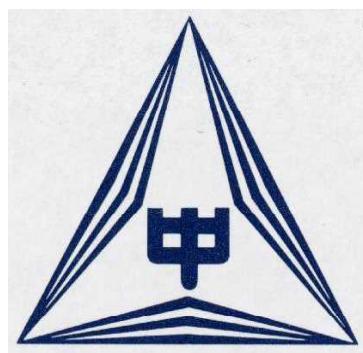


「いじめ防止連絡協議会」（資料）



鹿嶋市立平井中学校

鹿嶋市立平井中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や生徒集会を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次とおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、12月、2月中旬）
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、12月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等(保護者の参加可)を行う。

(ア)書き込んで良い表現と悪い表現の判断ができるようにする。

(イ)送信ボタンを押す前に、本当に「この内容で良いか」確認する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止連絡会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止連絡会議」を設置する。

<構成員>

○作業部会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任(学年生徒指導担当)

○全体会(作業部会に以下の委員を加える)

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、PTA会長、PTA副会長、スクールカウンセラー、主任児童委員、メディア指導員

<委嘱>

構成員は、学校長の委嘱状を持って委嘱する。

<活動>

①いじめの早期発見に関する事項(アンケート調査、教育相談等)

②いじめ防止に関する事項。

③いじめ事案に対する対応に関する事項。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

作業部会は週1回を定例会とし、特に深刻ないじめ事案発生時は全体会を緊急開催する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒の保護、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの複雑化や関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、鹿嶋市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめ解決の判断について、

①いじめ行為がやんでいる状態が3か月以上継続していること。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

※構成員名簿

No.	氏 名	役 職	住 所	電話番号	備考
1	野 村 智 子	P T A会長	鹿嶋市		
2	野 村 智 子	P T A副会長	鹿嶋市		
3	大 川 悅 子	P T A副会長	鹿嶋市		
4	白 川 春 菜	P T A副会長	鹿嶋市		
5	打 越 薫	スクールカウンセラー	潮来市		
6	小 堀 美咲子	主任児童委員	鹿嶋市		
7	平 井 敬 子	主任児童委員	鹿嶋市		
8	長谷川 裕 之	メディア指導員	神栖市		
9	米 川 豊	学校長	鉾田市		
10	富 田 功	教 頭	鉾田市		
11	石 神 賢 一	教 頭	鉾田市		
12	坂 上 隆	教務主任	潮来市		
13	広 沢 雄 一	生徒指導主事	潮来市		
14	小 貫 洋 子	第1学年主任	神栖市		
15	羽 生 大 輔	第2学年主任	潮来市		
16	島 本 晃 宏	第3学年主任	鹿嶋市		
17	渡 邊 弥 生	特支コーディネーター	鹿嶋市		
18	佐 藤 裕季子	養護教諭	鹿嶋市		